

岩手県告示第189号

平成23年2月18日付け岩手県報第11040号登載保安林の指定施業要件の変更（平成23年岩手県告示第135号）の内容について森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第33条第3項の規定により通知する場合において、その相手方の所在が不明のため通知することができないので、次のとおり告示する。

平成23年3月8日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 指定施業要件を変更した森林に係る通知の要旨

(1) 指定施業要件を変更した森林の所在場所 二戸市浄法寺町山内73

(2) 所在が不明である通知の相手方 齊藤鶴正、安ヶ平辰五郎、齊藤清次郎、土沢滝次郎、小森エシ、遠藤隆孝、飛鳥孫太、佐藤喜代裕、佐藤宇太郎、佐藤長吉、佐藤文吉、佐藤与太郎、佐藤嘉八、土沢寅、斎藤善吉、佐藤由太郎、杉沢恒治、吉田初太郎、斎藤福松、佐々木幸吉、吉田豊治

2 通知の内容を掲示した場所 二戸市役所